

令和6年12月1日制定施行

(目的)

第1条 この規程は、医療法人中川会特定個人情報等取扱規則（令和6年12月1日制定。以下「規則」という。）第14条第2項の規定に基づき、特定個人情報管理委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、規則第2条に規定するもののほか、規則において使用する用語の例による。

(委員会の業務)

第3条 特定個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定個人情報等の保護に係る体制の整備に関すること。
- (2) 特定個人情報等の保護の適正な運用に関すること。
- (3) 規則の見直し、改正等（以下「規則の見直し等」という。）及び規則第4条第2項に規定する基本方針の見直し（以下「基本方針の見直し」という。）に係る助言に関すること。
- (4) 特定個人情報等の保護に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 特定個人情報等の保護に係る研修及び教育に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報等に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 管理担当者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、役職員等のうちから理事長が指名する者

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長（以下「委員長」という。）は、保護管理者をもって充てるものとし、同項の副委員長（以下「副委員長」という。）は、管理責任者をもって充てるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、年1回開催するものとし、並びに特定個人情報等の保護に関し重大な法令（規則を含む。）の違反（以下「法令違反」という。）が発生した場合並びに規則の見直し等及び基本方針の見直しにつき理事長から助言を求められた場合は、その都度開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 委員（第3条第3号に掲げる委員に限る。）が会議に出席できないときは、できるだけ当該委員の代理の職員が出席するものとする。

6 委員長は、委員以外の者の説明又は意見を聴く必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、又は資料の提供を求めることができる。

7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

8 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する議事録を作成するものとする。

(重大な法令違反)

第7条 委員長は、重大な法令違反が発生した場合には、当該重大な法令違反に係る事実関係を把握するため、当該重大な法令違反に関係する役職員等その他の関係者に対し、当該重大な法令違反に関する報告及び資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、重大な法令違反が発生した場合には、速やかに、前項の報告及び資料に基づいて当該重大な法令違反が発生した原因を分析するとともに、当該重大な法令違反に対する再発防止策を策定するものとする。

3 委員長は、前項の再発防止策を策定した場合には、速やかに保護管理者に通知するものとする。

(助言)

第8条 委員会は、理事長から規則の見直し等又は基本方針の見直しに関する助言を求められた場合には、速やかに、委員会を開催して理事長に助言するものとする。

(資料の収集等)

第9条 委員会は、特定個人情報等の保護に関する資料を収集するものとする。

2 委員会は、前項の規定により収集した資料について、特定個人情報等の保護の適正な運用のために整備するとともに、特定個人情報等の保護に関し必要な事項を事業所等に通知するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、本部の業務推進局において処理する。

(規程の改廃)

第12条 理事長は、この規程を改廃しようとする場合には、できるだけ委員会の意見を聞くものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、理事長の承認を得て、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。